

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区教育委員会は、児童手当の認定・支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当システムへの外部者の不正アクセスを防止するため、ユーザ認証(ユーザID、生体認証)によるアクセス制限を行っている。また、内部者(システム管理等の受託者を含む。)の不正操作を防止するため、操作者ごとの権限管理や操作履歴(アクセスログ)の記録等を行っている。万が一の不正操作があった場合も想定し、アクセスログをチェックし、早期発見、被害の拡大防止に迅速に対応できるようにしている。また、当該システムのサーバーは、入退館管理を行い、監視カメラ等の設備を備えたデータセンター内に設置している。

評価実施機関名

千代田区教育委員会

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当は、「児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)」に基づき、0～18歳の児童を養育する者(公務員でない者(※))に対して、児童手当(対象児童1人につき月額10000円～30000円)を支給する。 (※)公務員は勤務先に申請し、勤務先から受給する。 支給は、偶数月(2,4,6,8,10,12月)の定例払いの他、転出者等に対しての随時払い(奇数月)で行う。 手当の支給を受けるためには申請(認定請求)をする必要があり、認定を受けた後は必要に応じ現況届を届け出る必要がある。</p> <p>認定請求等の申請は紙ベースの書類の他、サービス検索・電子申請機能で受け付け、受給者台帳(情報)は児童手当システムにおいてデータで管理をしている。</p> <p>千代田区教育委員会では、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <p>①新規認定請求・額改定認定請求等の内容審査時 ②現況届・変更届等の内容審査時 (①・②ともに年金給付関係情報、地方税関係情報等の官公署等有する情報を参照する)</p> <p>●中間サーバーに係る事務 ※情報照会及び情報提供を行う場合 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。 また、他機関からの情報照会に対応するために、児童手当の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p> <p>●特定公的給付に関する事務 ・物価高対応子育て応援手当 なお、各給付金は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、給付金事務において個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能になっている。</p>
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当事務管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>児童手当 ・番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表の81項(児童手当) 特定公的給付 ・番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表の135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>児童手当 (特定個人情報の提供の制限) ・番号法 第19条第8号 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42,125,141,161) ・第19条第1号2号3号4号5号6号7号</p> <p>(第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当に関する事務であって第108条・第109条で定めるもの」が含まれる項(106,107)</p> <p>特定公的給付 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・160の項及び162条 ※情報提供は行わない</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部子育て推進課
②所属長の役職名	子育て推進課長
6. 他の評価実施機関	
無し	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区子ども部子育て推進課手当・医療係 tel.5211-4230
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区子ども部子育て推進課手当・医療係 tel.5211-4230
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当の事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、全職員向けに、個人情報保護・情報セキュリティに関する研修と個人番号利用事務系システムの取り扱い権限のある職員向け、マイナンバー制度及び情報連携に関する研修を実施し、受講確認を行っている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

